

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和7年1月7日（火）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

# 議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 3 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和7年1月7日(火)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 13名
    - 会長（議長） 12番 北田 直喜
    - 委員 1番 水尾 英俊      2番 澤田 重孝
    - 4番 上樂 忍      5番 稗苗 史絵
    - 6番 小坂 義則      7番 宮坂 博一
    - 8番 佐々木 隆      9番 住田 賀津彦
    - 10番 大崎 章博      11番 高橋 順子
    - 13番 谷越 彦茂      14番 石坂 誠一
  5. 総会を欠席した農業委員の数 1名
    - 3番 中山 彦信
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名
    - 下野方地区 吉崎 道隆
  7. 議事録署名委員
    - 9番 住田 賀津彦      10番 大崎 章博
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 清水 悟史      係長 関口 晶子
    - 主査 本田 陽一      主事 山根 悠平
    - 主事 小林 智樹
- 

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和6年度1月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番住田委員、10番大崎委員にお願いいたします。

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,942㎡です。

**【議案第1号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 1件目について、譲渡人は、3～4年程水田にして転作もしていなかった。自宅が離れているので、すき起こしにも来れないのではないかと思う。今回の計画が出て、仕方ないかと思う。譲受人は、自己負担残土のみを保管するため、車両通行の頻度は多くないとの聞き取りをした。安全面の念押しをしたので、よろしくをお願いします。

12番： 2件目について、譲渡人はかつて周囲一体を売りに出され、売れ残ったところの一角が今回の申請地である。申請土地の細い部分は、残農地の耕作管理のための土地とするとのことであった。排水路も高さが十分にあり、大雨でも溢れる心配はないと把握している。近隣許可もあるので、問題なしと判断しました。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

12番： 1件目の隣接地は営農組合の耕作地か。

14番： かつては営農組合が請け負っていたが、水漏れがひどく営農から外した。  
現在は、所有者が第三者に管理を委託し、家庭菜園のような形で使用されている。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第1号は意見決定いたします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

案件中に、宮坂委員に関するものが含まれますので、退席願います。

（ 宮坂委員 退室 ）

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全13件、37筆、66,383 m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画が全1件、1筆、3,090 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見  
がありましたらご発言願います。

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第2号は決定いたします。

( 宮坂委員 入室 )

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局よ  
り説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和6年11月受付分）について  
・魚津市農地賃借料情報について  
・地域計画について  
・最適化活動について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時35分】

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第1号 受付番号1番  
(所有権移転)

| 譲受人                                | 譲渡人  | 作成者 小林 智樹 |
|------------------------------------|--|-----------|
|                                    | 許可要件の状況  |           |
| 農地の区分                              | 申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（9ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。<br>転用許可基準は代替可能性なしです。          |           |
| 転用目的                               | 譲受人は、事業の安定化と拡大を予定しており、自己所有の資材置場を建設する計画です。  |           |
| 資力及び信用                             | 申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会一覧を添付しておりますので適当であると考えます。                                      |           |
| 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況             | 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。  |           |
| 申請に係る用途に遅延なく供することの確実性              | 許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。                                     |           |
| 行政庁の免許、許可、認可等の見込み                  |  |           |
| 農地以外の土地の利用見込み                      | 申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。                               |           |
| 計画面積の妥当性                           | 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。                          |           |
| 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性             | 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場建設が目的であり該当しないと考えます。            |           |
| 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無               | 隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については地下自然浸透にて排水します。<br>今回の転用によって集団農地を分断することはありません。 |           |
| 一時転用の妥当性                           |  |           |
| 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況 |  |           |

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第1号 受付番号2番  
(所有権移転)

| 譲受人                                | 譲渡人   | 作成者 小林 智樹 |
|------------------------------------|---|-----------|
|                                    | 許可要件の状況   |           |
| 農地の区分                              | 申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（6ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。<br>転用許可基準は代替可能性勘案の必要なし（集落接続準用）です。      |           |
| 転用目的                               | 譲受人は、子の成長に伴い一戸建て住宅を建築する計画です。  |           |
| 資力及び信用                             | 申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明書を添付しておりますので適当であると考えます。   |           |
| 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況             | 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。   |           |
| 申請に係る用途に遅延なく供することの確実性              | 許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。  |           |
| 行政庁の免許、許可、認可等の見込み                  |   |           |
| 農地以外の土地の利用見込み                      | 申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。  |           |
| 計画面積の妥当性                           | 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。                                   |           |
| 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性             | 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅建築が目的であり該当しないと考えます。                       |           |
| 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無               | 隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については暗渠排水にて既設排水路へ排水します。<br>今回の転用によって集団農地を分断することはありません。 |           |
| 一時転用の妥当性                           |   |           |
| 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況 |   |           |